

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
15	子育て支援医療費助成事業			新規 拡大 <b>継続</b>
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	4	2	保健福祉局 福祉部 年金医療課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード	2203	事業名	子育て支援医療費助成事業
根拠法令・条例・規則等	妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例、妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則			
予算要求事業の概要				
内容	乳幼児及び児童の保護者に対し、乳幼児及び児童にかかる医療費の一部を助成します。 <受給資格者>市内に住所を有し、健康保険に加入している0歳から中学校卒業前の乳幼児及び児童を養育する保護者 <助成金>保険診療の一部負担金から高額療養費を控除した額(入院時は食事療養標準負担額の半額を加算)			
目的・目標	<目的> 乳幼児・児童に係る医療費の助成を行うことにより、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、もって次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資することを目的とします。 <目標> 少子化対策などの子育て支援を目的とした、所得制限を設けず、0歳から中学校卒業前の乳幼児および児童の入通院の医療費助成を行う制度であることから、対象年齢者の未登録がないようにすること(生活保護や他の医療費助成制度を受けている者を除く)を目標とします。			
現状と課題	<現状> 平成21年10月に制度改正を実施し、小中学生までの通院医療費を本事業による助成対象としました。子育てを行っている市民の方々からは概ね好評を得ており、また、本市へ転入される方々の中にはこの助成制度を決め手のひとつとして転入される方もおられるように聞いています。 <課題> 扶助費の算定の基礎となる過去の実績額が、ここ数年間の度重なる制度改正や健康保険法の改正により大きく変動しており、必要額の積算が非常に難しくなっています。			
今後のスケジュール	継続的に扶助費(医療費)の助成を行います。 定期的な広報活動(市報掲載等)を今後も継続します。			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童への医療費助成を行っていますが、当初積算していた支給額より、平成23年8月現在、毎月の支給額が当初の見込を上回っており、平成23年9月以降も支給額増加が見込まれるため、平成24年1月以降生じるおそれのある不足金額を要求します。
	実施義務	根拠法令等 妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例 妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則
効果	他市の実施状況	政令市：全政令市で実施 県内他市：県内全市で実施
	対象者	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童及び当該乳幼児・児童の保護者
	効果	子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資することができますと考えています。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考	
平成23年度	<b>補正前予算</b>	4,569,899	<積算内訳> [主な内容] 1 福祉医療事務手数料 3,431 2 扶助費(医療費助成) 4,526,659
	財源内訳	諸収入 4,565 一般財源 4,565,334	
	<b>補正予算要求</b>	726,164	<積算内訳> 1 扶助費(医療費助成)
12月補正予算	財源内訳	一般財源 726,164	
	<b>財政局長査定</b>	726,164	<査定内容> 1 扶助費(医療費助成)
	<査定理由> 子育て支援医療費に係る扶助費を支給するために必要な経費と判断し、12月補正予算に計上することとしました。		
<b>市長査定</b>	726,164	<査定内容> 1 扶助費(医療費助成)	
財源内訳	一般財源 726,164		
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			